

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23<sup>rd</sup> Flr, 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok 10110, Thailand  
地図

E-Mail : [siasia@loxinfo.co.th](mailto:siasia@loxinfo.co.th) (総合窓口、調査)

[patent@siasia.co.th](mailto:patent@siasia.co.th) (特許)

[design@siasia.co.th](mailto:design@siasia.co.th) (意匠)

[trademark@siasia.co.th](mailto:trademark@siasia.co.th) (商標)

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力) 有限会社 S & I JAPAN [http://www.s-i-asia.com/about\\_us/about\\_us5](http://www.s-i-asia.com/about_us/about_us5)、地図

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シエール青山 2 階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014

[siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp](mailto:siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp)

(担当: 鈴木秀幹弁理士・矢守章子・有吉文・井口文絵・Saay Palalikit)

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

## 記事目次

～タイが国際財産権指数で昨年より4位順位を上げ128カ国中65位になった～

～タイは日本発のアニメコンテンツの東南アジアにおける一番の市場である～

～タイ政府はより多くの研究者を作り出すための20年計画をデザインする～

～タイ高速度交通公社は新規開業路線の空気輸送改善を命じられた～

～タイ国際経済政策委員会が農業、漁業、林業、鉱業及び工業の5産業におけるASEAN以外の国への制限を撤廃する投資委員会からの提案を承認～

～タイへの政策提言を新たなJETROバンコク所長が持ちかける／タイへの日本の投資はサービス分野へ向かっているとJETROバンコク所長が述べた～

～タイー日本間の投資奨励に三菱東京 UFJ 銀行とジェトロバンコクが合意～  
～タイでハイブリッド車が輸入車向けの課税を免除されるよう、トヨタが ASEAN 地域にハイブリッド車用バッテリーの製造拠点を設置する計画～  
～タイ商務省国際貿易振興局がジェトロと共催でホテル等のタリティ事業に関するワークショップを開催した～  
～タイはクラトンに特許保護を与えない～  
～タイのタピオカの価格下落と輸出減の危機に政府がキャッサバ農家救済策を打ち出した～  
～タイは農家のイノベーションを推し進める～  
～タイで計画中の美術館のデザインが撤回された～  
～タイを ASEAN の地域本部とすることを世界有数の自動車用ステアリングシステムのメーカーである JTEKT が発表～  
～タイ外国人事業法により規制対象外の業種を定めた省令案を法制委員会が承認～  
～インドネシアの市場開放に対し、日本の中小企業がより多くの情報を求めている～  
～ミャンマーの新投資法案を国際弁護士が歓迎～

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを9月25日付けで更新しました。

(10月、11月の祝祭日のお知らせ)

10月は24日が祝祭日です。11月の祝祭日はありません。

(第3報:商標法改正は7月28日より施行されました)

7月28日に施行された新商標法には、連合商標制度の廃止、音商標の採用、応答期間の短縮、料金値上げなどの、改正がなされています。 弊所ホームページでは、2016年商標法和訳2016.9を掲載しました。 なお、この改正に伴う省令などの下位法令の改正については、4月12日付けで意見募集がなされておりますので、これも案が確定次第、お知らせ致します。

マドリッドプロトコルへの加盟時期については、商標法改正施行後にタイ政府よりWIPOへ加盟申請書が発布され、その後通常3カ月で発効します。 知的財産局の発表では、WIPOへの加盟申請が来年1月、その後の発効となり2017年4月頃を予定しているとのことです。以前の弊所ニュースで今年11月が最速だとお知らせしましたが、やはり政府内部での加盟申請手続きの中での検討が遅れているようです。

また、旧法適用範囲や料金など、未だ未調整の部分があり、現在知的財産局内部で検討中との情報です。

なお、弊所は、新商標法の QA を作成しましたので、ご要望の方はご連絡ください。

### ～編集者より～

9月2日、日タイの知財対話会合がタイ商務省で開かれた。政権が安定している時期には毎年2回行われていたが、今年は今回初めての会合となった。欧州、米国、日本、韓国と4つの各対話会議を行い、丸一日かけてのスケジュールとなった。タイ政府からの出席者は、通常、エンフォースメント機関の関連部署の各課長級の方々がずらりと並ぶのだが、今回はさらに、情報関連の省庁の方々を含めた総勢40名の政府機関関係者が出席した大会議となった。

わが方(主に東南アジア知財ネットワークのタイグループからなのだが)からの、要望事項で、①部分意匠制度の導入、②特許ライセンス政府登録義務の任意化、第三者による登録済みライセンスの公開制限、③秘密意匠制度の導入、④水際措置での意匠への対象拡大などの要望説明を行い、意見交換を行った。大規模会議となると真の意見交換はできなくなるという予想とおりに事は進み、ヒアリングをタイ政府が行ったという事実だけが残った。我々も言うだけ言ったという感想である。とにかくいつもとおり会議結果には、私は全く期待していないでいる。

実はこの会議で初めて我が方のオブザーバー席に、タイ工業連盟(4000社以上のタイ企業が加盟する団体、いわばタイの「経団連」)から二輪部会の方々が参加された。というより私の方から「一度見に来ては如何？」と誘ったのだが、現地法人の二輪関連企業の企業幹部の方々にお越し戴いた。彼らの事前の話では、「日本の親企業(つまり知財権利者)は、知財についてタイ政府に対して生ぬるい。」とのことだったが、会議後メールを戴いた時に、「非常に積極的に親企業がタイ政府に対し要求していることが会議の中で理解できたので、安心した」と、書かれてあった。

常日頃思うのだが、親企業の知財活動が、現地法人には見え難いのである。是非、もっと現地法人に親企業の知財について広報活動を行ってみてはどうだろうか。また私見だが、現地法人と現地政府との距離をもっと縮めて、現地法人の知財について現地法人が現地政府に直接出向いて相談する機会をもっと作ってほしいものである。

今回の知財対話会議の我が方の目的の一つに、税関との個別対話の設置があった。今まで大いに感じるのは、権利者が税関水際措置を代理法律事務所への丸投げお任せで、効果的に権利者側が情報収集できていないのではないか。という印象を受けている。我が

方と直接税関の官吏と対話して色々な話ができないかという発想から、対話会議の設置を税関代表の方に持ち掛けてみた。我が方の提案に対し実に好感を持って受け入れてくれた。我々の目標である水際措置対象の拡大に一步踏み出す良い機会を得たと感じる次第である。

話題をもう一つ、日本特許のデータに関する話題である。最近、仕事の中で、日本特許公報の英文抄録(PAJ)に接する機会を持った。特許英文抄録を現地の審査官引例に使っている場面が、多くなってきている。恐らく日本特許庁が推進しているAIPNのお蔭なのだろうか。しかしながら、英文抄録だけではほとんど内容が分からないため、結局の処、全文を和文から英文への機械翻訳を使い現地出願人に説明ということになる。この品質は、全くダメで使用不可である。少しは使えるかという先入観があったが、全くお手上げの状態である。

この状態では、今後の施策、特にPPH(特許審査ハイウェイ)からさらに踏み込んだ施策を海外展開しようとする日本の大いなる足かせになるのではなかろうか。現にカンボジアでの特許審査プロジェクトなどが進んでいるはずであるが、どのような状況なのであろうか。至急どころか明日にでも改善してほしい課題である。

#### ～タイが国際財産権指数で昨年より4位順位を上げ128カ国中65位になった～

国際財産権指数(International Property Rights Index, IPRI)の調査で、タイは昨年より4位順位を上げ、今年128カ国中65位となった。タイのスコアは0.1上がって5ポイントであったが、世界平均の5.45を未だ下回っている。IPRIは有体的所有権・知的財産権とその保護の重要性を量る国際的な比較調査で、Property Rights Allianceが実施している。知的財産権の部門ではタイは4.3と昨年から変わらず、知的財産保護の分野では3.7、特許保護の分野では6.5及び著作権侵害レベルでは2.9であった。ASEANの他の国ではシンガポールのスコアが8.16で世界第6位、ミャンマーが最下位のベネズエラに次いで下位から2番目の2.76、マレーシアが26位、フィリピンが63位、インドネシアが67位、ベトナムが85位であった。ASEAN諸国の2008年から2015年の知的財産権のスコアの平均は、シンガポールが8.1、マレーシアが6.4、タイが5.2、フィリピンが4.8、インドネシアが4.7、ベトナムが4.6であった。全体ではフィンランドが8.38で1位、これにニュージーランド、ルクセンブルグ、ノルウェー、スイスが続いた。最下位はベネズエラで、続いてミャンマー、バングラデシュ、ハイチ、ジンバブエ、ブルンジ、ナイジェリア、パキスタン、モルドバ、モーリタニア、チャド、レバノン、マダガスカル、ウクライナ、ニカラグアであった。

(2016年8月12日、タイネーション)

### ～タイは日本発のアニメコンテンツの東南アジアにおける一番の市場である～

JETRO 本部サービス産業部クリエイティブ産業課の増田智子課長は昨日、タイは日本と非常に強い関係があり、また、タイの人々は日本の文化およびエンターテインメントコンテンツを消費するための旺盛な購買力を有しており、さらに日本に旅行することが大好きであるという条件から、タイにおいて、日本のエンターテインメント産業がさらに成長する余地がある、と述べた。日本のメディア及びエンターテインメント会社と、海外の提携先との間で署名されたビジネス契約の観点からみると、タイのエンターテインメント企業は日本の大手アニメーション会社と 54 の契約を結んでおり、これは、それぞれ 78 件の契約を結んでいる韓国及びアメリカ、76 件の台湾、64 件の中国、57 件のカナダに続く、第 6 位の海外市場である。タイは東南アジアでは第 1 位の市場であり、シンガポール、マレーシアがタイに続いている。JETRO は今週末にバンコクで Anime Festival Asia(AFA)を共催し、その中で”J-POP Signature”と題したイベントを行う。このイベントは、安倍晋三首相の「クールジャパン」戦略のもとでの、国際市場における日本の文化及びエンターテインメント商品の消費促進のための一連の販売促進活動の一環である。日本政府は 2025 年までに世界へのエンターテインメント輸出を年間 18 兆円とすることを目指しており、これは日本の GDP の 3%に相当する。

(2016 年 8 月 20 日、タイネーション)

### ～タイ政府はより多くの研究者を作り出すための 20 年計画をデザインする～

Prajin Juntong 副首相によると、340 億バーツ超をかけて、12,290 名のポスドク研究者を養成するための 20 年計画が、プラユット首相が議長を務める、いわゆる特別教育会議と呼ばれる、国家教育及び政策開発委員会(National Education and Policy Development Committee)の会合にて、昨日承認された。2016 年度、2017 年度ともに 10 億 7 千万バーツの予算が、博士号取得のための奨学金にあてられる。タイ国家科学技術・イノベーション政策委員会事務局(National Science Technology and Innovation Policy Office)によると、タイは 2014 年に 1 万人あたり 9.5 人の博士号を持つ研究者を有しているが、先進国における、博士号を持つ研究者の割合はタイの 10 倍以上である。政府は 2036 年に博士号を持つ研究者の割合を、1 万人あたり 80 人とする計画である。タイ商工会議所(Thai Chamber of Commerce : TCC)の Isara Vongkusolkit 会頭は、政府の人材開発への投資に賛意を示し、タイ工業連盟(Federation of Thai Industry : FTI)の Vallop Vitanakorn 副会長は、タイは教育システムの改善が必要であるとともに、タイが「タイランド 4.0」の新たな段階として準備している、次の 10 年に向けての熟練労働力の需要に適した、より高度な教育を受けたより多くの卒業生の確保が必要である、と述べた。マヒドン大学の Udom Kachintorn 学長は、研究者を創出するために資金面で支援するという政府の計画に同意し、これは良いアイデアであり、すべての大学が支援するであろう、と述べた。(2016 年 8 月 20 日、バンコクポスト)

### ～タイ高速交通公社は新規開業路線の輸送改善を命じられた～

プラユット首相はタイ高速交通公社(Mass Rapid Transit Authority of Thailand : MRTA)に対し、新規開業したパープルラインにより利用者を増加させるための新たな戦略を提案するよう命じた。Sansern Kaewkamnerd 政府報道官は昨日、8月6日に開業した、ノンタブリーとバンコク中心部を結ぶ 23km の新路線は 1 日あたり 6 万から 7 万の利用客を見込んでいたが、それより少ない利用客しかいないと述べた。MRTA の統計では、1 日の利用客はたったの 2 万人である。Sansern 報道官は、MRTA がパープルラインとブルーラインを乗り継ぐ際の乗り換えを不便にしていることが目標に届かない理由であると述べ、パープルラインからブルーラインに乗り継いでバンコク中心部へ向かう乗客は、シャトルバスを使うか自分の足で歩いて乗り継がなければならない、と述べた。パープルラインは、ノンタブリー県のバンブアトン地区にある Khlong Bang Phai 駅とバンコクのバンスー区にある Tao Poon 駅を結ぶ路線である。通勤通学客の多くがパープルラインについて時間がかかりすぎる、と述べ、また、運賃が高すぎ、手が出ないとの声もある。Sansern 報道官によると、プラユット首相は MRTA に対し、運賃値下げの可能性を調査するよう命じたとのことである。MRTA の Peerayuth Singpattanakul 総裁は昨日、職員に対し両路線の接続についての技術的解決と作業を急がせている、と述べ、接続が行われれば、1 日あたりの乗客数は 10 万人となることが期待されると付け加えた。

(2016 年 8 月 22 日、バンコクポスト)

### ～タイ国際経済政策委員会が農業、漁業、林業、鉱業及び工業の 5 産業における ASEAN 以外の国への制限を撤廃する投資委員会からの提案を承認～

プラユット首相率いる国際経済政策委員会(International Economic Policy Committee)は昨日、農業、漁業、林業、鉱業及び工業の 5 産業における ASEAN 以外の国への制限を撤廃する投資委員会からの提案を承認した。これは外国人事業法等既存の法律により規制される他の産業には適用されない。投資委員会は国内の投資者への影響を恐れ、ASEAN 諸国に対し、上記 5 産業への非 ASEAN 諸国からの投資を制限するよう 2012 年から要請してきた。この他投資委員会は関係機関に対し貿易とサービスに関する交渉の準備を命じた。Chutima Bunyapraphasara 商務次官は、輸入関税は既に大幅に減税されているが、特にサービス分野での非関税障壁の問題が残っていると話した。貿易交渉で挙がりそうなこの他の問題は知的財産、労働、人権、統治及び環境である。投資委員会では「ネガティブリストアプローチ」を使った貿易交渉に関するガイドラインを認めている。これは自由化される商品やサービスのリストではなく、投資が禁止又は制限される分野や事業を特定するものである。Chutima 次官は商務省では戦略的パートナーシップに基づく交渉、特に中国、韓国、インド及び日本と

の交渉に集中することを提案すると話した。Chutima 次官は、ASEAN とアジアの国々は、特に 16 カ国が参加する東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP) に基づき、貿易交渉の焦点となると話した。RCEP の貿易担当大臣は今年中に RCEP の交渉を完了することを今月合意した。RCEP の参加 16 カ国が世界の貿易額に占める割合は 29%、95 兆 US ドルとなり、TPP の一つの代替となるものと見られている。TPP には米国が参加しているが中国が参加していない。昨年 10 月 5 日に交渉が終了した TPP には 12 カ国が参加し、この 12 カ国の貿易額は世界の貿易額の 40% を占めている。Chutima 次官はタイは 2017 年 2 月に TPP 参加交渉を開始するものと見られると話した。

(2016 年 8 月 23 日、バンコクポスト)

### ～タイへの政策提言を新たな JETRO バンコク所長が持ちかける／タイへの日本の投資はサービス分野へ向かっていると JETRO バンコク所長が述べた～

JETRO バンコクの新所長である三又裕生氏は、タイは輸出主導の国から国内消費に支えられた経済を有する自立型の国に移行することで、中進国の罫から脱出するコースに乗っている、と述べ、しかしながら、ゴールを達成するためには、タイは国内の経済活動に対するより一層の刺激策と分権化が必要である、と述べた。三又所長は、JETRO は変わらずタイの産業競争力の強化、国内経済の刺激及び新たな海外市場への参入をサポートする役割を続ける、と述べた。三又所長は、タイ政府は環境を変えつつ、下半期に経済を刺激しより多くの投資を呼び込まねばならない、と述べ、例えば、タイへの日本の投資は過去の製造業からサービス分野へ移行しており、タイ政府の支援政策も現在の状況にあったものに変えねばならない、と述べた。三又所長はまた、タイ政府は環太平洋経済連携協定 (Trans-Pacific Partnership : TPP) に注意を払うべきである、と述べ、JETRO はタイ政府及びタイ国民による主権と政策決定を尊重しているが、もしタイが TPP に関する情報を必要とするなら、日本は TPP 加盟国であるので喜んで情報を提供する、と述べた。

JETRO バンコク事務所の新所長である三又裕生氏は、昨日、日本の投資は長きにわたり産業分野に集中していたが、新たな日本の投資計画は、サービス分野、ハイテクとクリエイティブエコノミーに向けられる、と述べた。三又所長は、タイ政府のハイテク産業と投資に集中する「タイランド 4.0」政策は正しい道筋を歩んでいるが、日本を含む、外国の投資家がどの産業にまず投資すべきかを知ることができるように、タイはどの産業を短期的、中期的、長期的に振興するのか、明確な政策を示して計画に優先順位をつけるべきである、と述べた。三又所長はまた、タイ政府はターゲットとなる産業への投資を促進するために、法規則、とりわけ、多くの産業においてタイ人が過半数の持ち分を取ることがを厳格に規定している外国人事業法を修正すべきである、と述べた。タイ投資委員会 (Board of Investment : BOI) により規定された投資恩典及び

免税もまた日本の投資家に好まれており、三又所長は、エレクトロニクス及び電子機器産業のような日本の投資家は、TPP 加盟の決断を下せていないタイに代えてすでに TPP による恩典を享受しているベトナムを投資先に選ぶ可能性を指摘した。

(2016 年 8 月 25 日、バンコクポスト、タイネーション)

#### ～タイー日本間の投資奨励に三菱東京 UFJ 銀行とジェトロバンコクが合意～

三菱東京 UFJ 銀行とそのタイ現地法人であるアユタヤ銀行は、ジェトロバンコクとタイ及び日本企業間の両国における投資奨励について合意した。三菱東京 UFJ 銀行は火曜日東京から発信した声明で、この合意は両国においてハイエンドの金融サービスを提供するプラットフォームを作ることを目指したものだと言った。三菱東京 UFJ 銀行とジェトロバンコクは、日本への投資に関心のあるタイ企業を特定するため、タイ企業向けのセミナーとビジネスマッチングフェアを開催し、タイでテストマーケティングを実施する場所を紹介する計画である。

(2016 年 9 月 1 日、タイネーション)

#### ～タイでハイブリッド車が輸入車向けの課税を免除されるよう、トヨタが ASEAN 地域にハイブリッド車用バッテリーの製造拠点を設置する計画～

トヨタ自動車では、コスト削減のため、ハイブリッド車用バッテリーの製造拠点を ASEAN 地域に設置することを検討している。現在トヨタがハイブリッド車用バッテリーの製造を行っているのは日本だけで、合弁会社の Primearth EV Energy Co (PEVE) がその製造を行っている。PEVE は中国に Corun PEVE Automotive Battery Co を設置し、その工場从今年からリチウムイオンバッテリーの製造を開始する予定であると PEVE 社は話している。日本の PEVE 社のニッケルメタルハイドライド (Ni-MH) バッテリーの製造稼働率は 100% に近く、リチウムイオンバッテリーの製造稼働率は 70% である。Toyota Motor Asia and Pacific Marketing and Sales の福井弘之社長は、ASEAN 地域でのハイブリッド車に対する根強い需要を捕らえるため、トヨタは ASEAN にバッテリー製造工場を持つ計画であると話した。タイは ASEAN で最もハイブリッド車の売上が高く、続いてマレーシアが 2 位、シンガポールが 3 位となっている。しかしタイではハイブリッド車の需要が高くとも、プリウスは輸入車と判断されて高い物品税が課せられ、値段が高くなっていることをトヨタは認識している。トヨタは 2014 年にタイ市場からプリウスの撤退を決め、ハイブリッド車としてはタイに生産ラインを持つカムリだけを残した。トヨタのハイブリッド車の生産ラインは日本国外では、中国、タイ、マレーシア及びインドネシアにあり、中国はプリウスの製造拠点となっている。トヨタのタイの幹部は物品税について政府機関との協議に努力してきたが、トヨタとしてはアジア太平洋地域でのハイブリッド車への高い需要を構築するには、バッテリーのコストを下げる必要があると判断した。バッテリーのコスト削減が達成されれば、トヨタはタイで

のプリウス販売を再検討するかもしれない。トヨタは 2006 年から東南アジアでハイブリット車の販売を開始したが、タイ政府が刺激策を提供して電気自動車の推進を図っていることからトヨタは新しい課題に直面している。タイ政府は電気自動車の製造に関心のあるメーカーに対し、投資パッケージの提案を求めている。福井社長はトヨタとしてはタイ政府の政策を支持する用意はできているが、電気自動車をタイで製造するに当たっての障害は充電スタンドであると話した。トヨタは電気自動車は短距離での使用にのみ向いているが、ハイブリッド車は通常の使用に、燃料電池自動車は中距離から長距離の使用に向いていると考えている。

(2016 年 9 月 5 日、タイネーション)

### ～タイ商務省国際貿易振興局がジェットロと共催でホテル等のホスピタリティ事業に関するワークショップを開催した～

商務省国際貿易振興局はジェットロと共催で、2 日間のワークショップ「Capacity Building for Thai Entrepreneurs on Hotel Management and Related Hospitality Services」を昨日から開催した。このワークショップは日本及び東南アジアのビジネス関係者にタイのホテル及びサービス事業者をプロモートすることを目的として行われたもので、50 以上のタイ企業が参加した。複数のキーノートスピーカーが日本から迎えられ、投資機会に関する情報を提供した他、日本のホテル事業者が日本の投資法と他の条件について説明を行った。国際貿易振興局の Chantira Jimreivat Vivatrat 副局長は、サービスセクターが昨年のタイ GDP に占める割合は 51.9%で、雇用に占める割合は 45%であったとし、観光業が昨年の GDP に占める割合は 17.3%であったと付け加えた。国際貿易振興局では、タイのホスピタリティーに関する熟練した経験と専門知識をカンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムといった新興国に波及することも計画している。

(2016 年 9 月 6 日、タイネーション)

### ～タイはクラトンに特許保護を与えない～

タイ商務省(Ministry of Commerce : MOC)は、知的財産局(Department of Intellectual Property, DIP)がタイにおいて、東南アジアでよく知られた薬用植物であるクラトン(kratom)に関する特許について、いかなる研究者によるものであっても登録を許可しないとしたことを確認した。日本の研究者がタイにおいてクラトンを基にした鎮痛剤の特許保護を求めた、との噂に対して、知的財産局はそのような事実はないと否定した。Apiradi Tantraporn 商務大臣は、タイは天然植物に対する排他的な権利を求めないといかなる特許も許すことはない、と述べた。また、クラトンはタイにおいて違法な麻薬に分類されており、人々は販売、生産、輸出、所有を禁じられている。クラトンは、東南アジア、特にタイで、気晴らしのための薬として用いられ、広く利用されていたが、今は禁

止されている向精神薬であり、植物のクラトン(ミトラガイナ・スペシオーサ)の葉に由来する。しかし現在、クラトンは薬効目的を期待されて西側諸国において普及しつつある。クラトンはその鎮静作用で知られているが、使用量が少ないと興奮剤として働く。biothai.net のウェブサイトによると、日本の科学者が日本及びアメリカで 2014 年以降にクラトンから製造した鎮痛剤の特許を取得している。国立千葉大学及び城西大学の研究者によると、千葉大学でミトラガイナを研究する高山廣光教授らの研究チームはタイも加盟国である、PCT の下での国際特許保護を求めている。(S&I 注:特許第 5308352 号(WO2009/069794)がその特許と思われる。なお、この出願の国際出願日時点ではタイは PCT 未加入である。)

(2016 年 9 月 6 日、タイネーション、2016 年 9 月 7 日、ばんこく新聞)

### ～タイのタピオカの価格下落と輸出減の危機に政府がキャッサバ農家救済策を打ち出した～

タイ政府は、中国からの安い輸入品や値下げ競争によるタピオカの価格下落の悪影響を抑制する対策を打ち出した。内閣は先月、タピオカの価格下落に危機感を感じているキャッサバ農家への救済措置として、予算 53 億 6,000 万バーツのソフトローンパッケージを承認した。商務省国内取引局では、タピオカの輸出市場をインド、韓国、日本及び欧州に多様化し、中国への依存を低くしようとしてきた。更に、タイ国内では、タピオカの加工を食品に留まらず、エタノール製造など代替エネルギーへの使用を推し進めてきた。2016-17 年の収穫シーズンのキャッサバの生産量は 3,200 万トンとなる見込みで、これは前のシーズンの 3,091 万トンを上回っている。収穫シーズンは 11 月に始まり、1 月から 4 月がそのピークで 2,000 万トン程度を収穫する。タイでは年間 4,200 万トンのキャッサバを消費し、このうち 3,000 から 3,200 万トンが国産で、残りはラオス及びカンボジアからの輸入品である。昨年 of タピオカ製品の輸出量は 1,100 万トンで、(訳注:前年比) 15.3% 増となった。しかしタイタピオカ取引者協会(Thai Tapioca Traders Association)では、輸入者が小麦やトウモロコシなど他の作物をより購入するようになったことから、今年は輸出量が 1,000 万トンに落ち込むと見ており、輸出額は 3 億 5,080 万 USD から今年 20-30% 下落すると予想される。

(2016 年 9 月 13 日、バンコクポスト)

### ～タイは農家のイノベーションを推し進める～

タイ商務省は、20 ヶ年戦略計画のもとで、タイを世界有数のイノベティブな農産物及び農業サービスの輸出国にするための支援に携わる。大臣官房貿易戦略政策課(Ministry's Office of Trade Policy and Strategy)の Somkiat Triratpan 課長は、戦略計画はタイの新規事業者の向上、法規則の簡素化、消費者と農家のネットワークの強化に集中するものである、と述べた。先週内閣によって承認された、商務省の長期戦

略は4つのフェーズに分かれており、第1期(2017-21)は貿易促進のための法改正に注力し、第2期(2022-26)は国内の新規事業者、中小企業をアセアン有数の貿易企業へと育成することに重きを置いている。第3期(2027-31)はタイの新規事業者の能力を国際取引を振興するまでに引き上げ、第4期(2032-36)は国内の中小企業をイノベータータイプな農産物及び農業サービスに関する世界有数の企業に仕立て上げることに注力している。Somkiat 課長は特許及び商標登録プロセスの早期化と簡便化が必要であり、知的財産侵害品への取り組みをアメリカの知的財産優先監視国リストからタイを来年に除外するために一段と強めることが必要である、と述べた。Somkiat 課長は、タイ政府はタイの新規事業者の知的財産とイノベータータイプな産物の開発をまず支援し、その後それらのマーケティングを支援すべきである、と述べた。Somkiat 課長は、商務省にとっての長期的なゴールは、カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナムのカウンターパートと緊密に協働して貿易及び投資の障害に取り組み、地域内の生産者の競争力を向上させることである、と述べた。

(2016年9月14日、バンコクポスト)

#### ～タイで計画中の美術館のデザインが撤回された～

議論の的となっている、チャオプラヤ川河畔遊歩道プロジェクトのコンサルタントチームは水曜に、デザインを公表した後ソーシャルメディア上で激しい非難を浴びている、提案された美術館のデザイン計画を廃棄した。提案された、Wiman Phra-in 美術館に対して、2週間前にセミナーで提示されたデザインは、モスクワのクリスタルアイランドプロジェクト計画に似ている、と批評されている。問題となっているデザインは、鋭い仏塔形状の尖塔を屋根に設けたもので、ラーマ7世橋近くに位置する、バンコクの実験美術館のデザインである。この建物は、チャオプラヤ川沿いの新たなランドマーク4つのうちの1つとなることが期待されていた。プロジェクトの第1期として、ラーマ7世橋とピンクラオ橋の間の両岸に沿って7kmの遊歩道を伸ばす計画である。これはバンコクを縦貫する57kmのプロジェクトの一部である。プロジェクトのスポンサーである Antika Sawatsri 氏は、クリスタルアイランドをコピーしたことを否定し、仏塔状の形状は多くの建築物で用いられてきた基本的な建築デザインであって、名古屋駅前にも同様のデザインのオブジェがあり(S&I注:名古屋駅桜通口の“飛翔”がそれと思われる)、クリスタルアイランドについては、オンライン上でシェアされるまでその存在を知らなかったと述べた。

(2016年9月15日、バンコクポスト、2016年9月16日、ばんこく新聞)

#### ～タイを ASEAN の地域本部とすることを世界有数の自動車用ステアリングシステムのメーカーである JTEKT が発表～

世界有数の自動車用ステアリングシステムのメーカーである JTEKT CORP(株式会

社ジェイテクト)はタイを ASEAN の拠点に据え、ステアリング製品の市場シェアを現在の 68%から 2020 年までに 75%とすることを目指している。JTEKT(Thailand)では投資委員会に対し地域本部の投資恩典を申請しており、この手続きは来年 3 月までに終了するものと見られる。JTEKT(Thailand)はこの度タイにおける事業開始後 50 年で初めてとなる記者発表を行い、小西義和社長が、同社はまだタイを投資に魅力ある場所だとしており、昨年チャチューンサオ県にタイで 2 番目となる製造工場を設立したと話した。小西社長は、タイの自動車市場は来年も下降を続けると見ているが、2018 年には上昇に転じると自信を持っており、(チャチューンサオ県の)ゲートウェイ工場には将来の製造拡大に対応するため余剰な土地を確保していると話した。JTEKT(Thailand)は、タイの他の 2 子会社と、インドネシア 2 社、フィリピン、マレーシア及びシンガポール各 1 社を統括する本部となる予定である。JTEKT(Thailand)では、タイでの売上は今年 1.7%落ち込むと見ている。現在同社はタイで主として特にステアリング製品を製造しており、その製造能力の 20-30%が輸出であって、主にインドネシアとマレーシアに輸出されている。JTEKT グループの ASEAN における売上はグループ全体の 8%を占めている。同グループのタイにおける年間製造能力は電動パワーステアリング 85 万セット、ハイドロリックパワーステアリング 120 万ユニット、ハブベアリング 200 万ユニット以上となっており、この他動力伝達装置部品の製造も行っている。(2016 年 9 月 16 日、タイネーション)

## ～タイ外国人事業法により規制対象外の業種を定めた省令案を法制委員会が承認～

KPMG Benjamas Kullakattimas 氏によるコラム

タイ法制委員会は内閣により 7 月に承認された外国人事業法に関する省令案を承認した。この省令により外国人は、外国人事業法に基づく外国人事業ライセンスを得ることをなく特定の事業を行うことができるようになる。省令案では駐在員事務所や支社を運営する外国人に関する規制が緩和される。現在、外国企業が上記いずれかのオフィスを運営する場合、これらオフィスはタイでは外国人事業ライセンスを得た上で、限られた無収入の活動しか行えない。駐在員事務所や支社は本社と分離した法人ではなく、タイに登録した営利企業だけに与えられる投資恩典を受けられる地域統括本部(regional operating headquarters)や国際地域統括本部(international headquarters)とは異なる。省令案に外国人に対する規制対象外として盛り込まれる事業は、保険料徴収の代理業務並びに分割払い購入及びリース契約の提供を含む銀行事業並びに特定の資産管理に関するサービスとなっている。外国人事業法の緩和は歓迎されるべきことであるが、タイの現行の銀行業、保険業及び資産管理産業に関する他の要件と規制から、この緩和がこれらのサービス分野に劇的な影響を与えるとは期待できない。この他タイ政府機関又は国営企業と契約を行った外国のサービス請負業

者も外国人事業ライセンスが免除される。この規制緩和により、省庁や国営企業が外国企業と迅速に仕事を進められるようになる。

(2016年9月20日、タイネーション)

～インドネシアの市場開放に対し、日本の中小企業がより多くの情報を求めている～  
現在、2,000社程度の日本企業がインドネシアで操業中であるが、企業家はインドネシアについての情報を欠いている。インドネシアの輝ける市場規模は、日本の中小企業を含む、幸運に賭する外国企業を引きつけ続けている。川崎市に所在するIT企業であるケンラックシステム株式会社の星野翼社長もその一人であり、インドネシアでの事業拡大を熱望している。星野社長は、インドネシアのITシステムの市場について知りたいと考えており、インドネシアでの新事業立ち上げを考えているが、星野社長の企業が日本における中小企業であることでもあり、労働力確保や競争の点で、すでにインドネシアで事業を行っている他の日本の大企業との比較において懸念事項となっている。ケンラックシステム株式会社は、インドネシアで操業中の日本企業及びインドネシアのサプライヤーを含む、インドネシアの潜在的なビジネスパートナーに自社を紹介するため、中小企業連合会(Small and Medium Enterprises Japan : SMEJ)とメイバンク・インドネシア(Maybank Indonesia)により月曜日に川崎市から招請された5社の企業のうちの1社である。白石康信 SMEJ 会長は、アジア第2の経済規模を有する国の中小企業であっても、インドネシアでベンチャーを興すことは、ベンチャー事業の可能性と挑戦の双方に関する情報の欠落ゆえに大変である、と述べた。SMEJ は、日本の中小企業がベンチャー事業の開始を決断するためには、製造コストの一般的情報、事業成長に資する労働力の確保が可能かどうかについての情報、財政支援位関連する情報、の、3つの重要な事項がある、と注意する。しかしながら、インドネシア政府が、国内労働力の90%超を占めるインドネシアの中小企業の育成を最重要政策にあげていることもあり、日本の中小企業の努力は成果を得るには至っていない。白石会長は、SMEJ は、インドネシアで事業を行うためのより一層の情報収集のために、インドネシア経営者協会(Association of Indonesian Employers : APINDO)及びインドネシア商工会議所(Indonesian Chamber of Commerce and Industry : Kadin)と数年間にわたり協力している、と述べた。インドネシア投資調整庁(Investment Coordinating Board : BKPM)のデータは、今年上半期に実現した日本の投資が29億ドルであり、2番目に高いことを明らかにしている。貿易の点からみると、日本はインドネシアにとって第3の輸出相手国であり7月の輸出額は8,216万ドル、また、第2の輸入相手国であって7月の輸入額は9,131万ドルである。

(2016年9月8日、タイネーション)

### ～ミャンマーの新投資法案を国際弁護士が歓迎～

世界の弁護士がミャンマーの新しい投資法が施行されれば、ミャンマー国内外からの投資環境を改善するものであるとして、これを歓迎している。既存のミャンマー市民投資法と外国投資法を統合した新法では、ミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission, MIC) による認可に加え、MIC Endorsement と呼ばれる新しい形の承認を導入している。企業の事業が制限対象の分野でなければ、ミャンマーで事業を行うに当たり MIC による認可は不要で、代わりに MIC endorsement を申請できる。MIC endorsement は (訳注: 土地の) 長期賃借や税金の優遇措置等について MIC の認可と同じ効果が得られる。Baker & McKenzie Myanmar のマネージングパートナー Jo Daniels 弁護士は、MIC endorsement の手続きは MIC 認可の申請よりも簡素化されると予想されるが、今後確認していく必要があると話している。新法案では、自動的な免税は撤廃され、免税措置は全て MIC の指示によるものとなる。現在免税措置は 3 年間であるが、新法では 7 年間となる予定である。この他、現在 MIC の認可を得ている企業は最長で 50 年の土地の長期賃借を受けられ、更に 20 年間の期間延長のオプションがあるが、新法では、経済的に未発達な地域や遠隔地域に投資を行う企業に対しては、MIC の特別認可の元、上記よりも長い期間の土地賃借が認められている。Jo Daniels 弁護士は、新法には普通ではない国家安全に関する禁止条項が盛り込まれていると話しているが、その詳細は明らかになっていない。しかし、ミャンマーでは、ミャンマー投資法 (Myanmar Investment Law)、新会社法 (Companies Act) 及び知的財産法 (Intellectual Property Act) が草案されており、Jo Daniels 弁護士は、まもなくその内容が発表されると見ている。Jo Daniels 弁護士は、「現在のミャンマーが行っている登録方法は、知的財産権を保護するものではなく、人々は新聞に商標権に関する警告を掲載しているが、これはコモンローに基づく優位性を得るだけのものであり、誰かが自身のブランドに関与しているとわかったときには問題が起こる。」と話している。

(2016 年 9 月 12 日、タイネーション)